

【区分1】民間社会福祉事業等の長及び従事者

番号	質 問	回 答
1	「社会福祉事業施設等の長」とは。	社会福祉法第2条に規定する施設又は介護老人保健施設の長とする。 (民間施設に限る)
2	「社会福祉事業施設等の従事者」とは。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第2条に規定する事業に直接従事している者。施設にあっては、事務職員、調理員等も含まれる。 ・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、訪問入浴介護事業所に勤務する介護職員等。 ・介護老人保健施設従事者。 (民間施設に限る)
3	令和4年度まで独立区分として実施していた「ホームヘルパー」は表彰対象か。	区分1の「社会福祉事業施設等の従事者」に含まれる。
4	介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員は表彰対象か。	介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの職員は、社会福祉法第2条に規定される事業の従事者ではないが、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を行うことができるよう居宅サービス計画の作成、助言及び連絡調整等の相談支援を行う職種であり、社会福祉法に規定する社会福祉事業と同様、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進に資するものであることから、推薦可能とする。